

参議院の組織（情報監視審査会）

■ ■ ■ 特定秘密保護法の規定に基づく情報監視審査会 ■ ■ ■

- 特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について調査を行うとともに、委員会等が行った特定秘密の提出要求等に行政機関の長が応じなかった場合に、その判断の適否等を審査することを目的とした常設の機関（国会法第102条の13の規定に基づき各院に設置）。

審査会の主な任務・権限等

- 行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査するとともに、議院等からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するために設置（国会法第102条の13）
- 調査のため、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について特定秘密保護法第19条の規定による政府の報告を受ける（同法第102条の14）
- 必要があると認めるときは、行政機関の長に対して特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨を勧告し、勧告の結果、とられた措置の報告を求める（同法第102条の16）

出典：『衆議院情報監視審査会 平成27年年次報告書』（衆議院）及び『平成27年年次報告書』平成28年3月（参議院情報監視審査会）により作成

参議院の組織（参議院の調査会）

■ ■ ■ 参議院の調査会 ■ ■ ■

- 参議院の調査会は、参議院に解散がなく、議員の任期が6年であることに着目し、長期的かつ総合的な調査を行う目的で設けられた参議院独自の機関。

制度創設の経緯

- 調査会制度は、昭和61年5月、参議院改革協議会の答申（昭和60年11月）に基づき、国会法及び参議院規則の改正が行われ、参議院独自の制度として創設。
- これを受け、第14回通常選挙後の昭和61年7月には、「外交・総合安全保障に関する調査会」、「国民生活に関する調査会」、「産業・資源エネルギーに関する調査会」の3調査会が設置。
- 平成25年8月～平成28年7月まで国と地方との関係に関し、長期的かつ総合的な調査を行う等のため、「国の統治機構に関する調査会」が設置。

調査会の主な権能

- 調査会は、国政の基本的事項について、長期的かつ総合的な調査を行うため設置。
- 設置された調査会は、おおよそ3年間（議員の半数の任期満了の日まで）存続。
- 調査会は、調査に当たり、参考人からの意見聴取、政府からの説明聴取、内閣・官公署等への資料要求、委員派遣等を行うことができ、また、調査の結果、立法措置が必要な場合には法律案を提出できる等、常任委員会とほぼ同等の権能。
- さらに、立法措置が必要な場合において、自ら法律案を提出する以外に、当該事項を所管する委員会に対して法律案の提出を勧告することができる。

出典：参議院ホームページにより作成